真室川町修繕請負契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、修繕請負契約書(別記様式第１号)記載の修繕の施工に関し、この約款（契約書を含む。）に基づき、設計図書（別添の図面、仕様書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の修繕を契約書記載の履行期間内に完成し、修繕目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他修繕目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申

出、承諾及び解除は、書面により行わなければな

らない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

７　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明　治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

（工程表）

第２条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づき工程表(別記様式第２号)を作成し、発注者に提出しなければならない。

（変更契約書）

第３条　発注者は、修繕の内容、履行期間又は請負

代金額を変更する必要があるときは、変更契約

書(別記様式第３号)により行うものとする。

（監督職員）

第４条　発注者は、監督職員を置いたときは、監督

職員指定(変更)通知書(別記様式第４号)により、

その職及び氏名を受注者に通知しなければなら

ない。監督職員を変更したときも、また同様とす

る。

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行について受注者に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは確認

（現場責任者）

第５条　受注者は、現場責任者を定めて、この者と

受注者との雇用関係を確認することができる書

類を添えた現場責任者指定(変更)通知書(別記

様式第５号)により、その氏名その他必要な事項

を発注者に通知しなければならない。この者を

変更したときも同様とする。

２　現場責任者は、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（臨機の措置）

第６条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった

措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければ

ならない。

３　監督職員は、災害防止その他修繕の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

（一般的損害）

第７条　修繕完成の前に、修繕用物品又は修繕材料について生じた損害その他修繕の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害を補填するものがあるときは、発注者と受注者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第８条　修繕の施工にともない第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、修繕の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他修繕の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第９条　修繕完成の前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、修繕の出来高部分、仮設物又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは工事機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求す

ることができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、発注者と受注者が協議して定める。

６　不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者の負担とする。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と受注者が協議して定める。

（検査及び引渡し）

第１０条　受注者は、修繕を完成したときは、完成

通知書(別記様式第６号)により発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、修繕の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する経費は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって修繕の完成を確認した後、受注者が修繕目的物の引渡し(別記様式第７号)を申し出たときは、直ちに当該修繕目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該修繕目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、修繕が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第１１条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１２条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に修繕を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金の額につき、遅

延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算

した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、前条第２項の請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第１３条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができるものとする。

(1)　受注者が契約を履行しないとき。

(2)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は異議を申し立てないものとする。この場合において受注者は請負代金額の１０分の１に相当する違約金を納付するものとする。

（契約不適合責任）

第１４条　発注者は、引き渡された修繕目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又　は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相

当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒否する意思を明確に表示したとき。

(3)　修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第１５条　発注者は、引き渡された修繕目的物に関し、第１０条第４項又は第５項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定に根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、修繕目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された修繕目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をするころができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（補則）

第１６条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。